

公益社団法人沖縄県看護協会 奨学金貸与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人沖縄県看護協会（以下「本会」という。）定款第4条第10号に基づき奨学金貸与に必要な事項を定めるものとする。

(奨学生)

第2条 この規程において奨学生とは、本会が次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として貸与するものをいい、奨学生の貸与を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、本会の会員であって、次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 看護師2年課程通信制に在籍する者
- (2) 認定看護師教育課程に在籍する者
- (3) 看護系大学大学院（専攻科・別科含む）に在籍する者
- (4) 特定行為研修を受講している者

(奨学金の貸与期間および金額)

第4条 奨学金を貸与する期間は正規の就学期間とする。

2 奨学金の貸与額は年額360,000円とする。ただし、前条2号については、修学期間が1年に満たない場合、30,000円を修学月数に乗じた額とする。

第2章 奨学生の決定および奨学金の交付

(募集)

第5条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 奨学金希望者は、願書・履歴書（様式1）及び誓約書（様式2）に必要書類を添えて本会に提出しなければならない。

2 連帯保証人は1名とし、次の各号の要件を備えるものとする。

- (1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- (2) 他の連帯保証人となってないこと
- (3) 沖縄県内に住所を有すること
- (4) 奨学生との連絡が確保されること

3 奨学金希望者で、他の借入がある者は、借入返済計画（様式3）を本会に提出するものとする。

(奨学生の決定)

第7条 会長は、申込期日までに到着した願書・履歴書などにより会員歴等を基準に奨学生を決

定し、奨学生希望者及び連帯保証人に通知する。

2 奨学生の決定に必要な事項は、会長が別途募集要項に定める。

(奨学生借用証明書の提出)

第8条 奨学生は、貸与を受ける奨学生の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学生借用証書（様式4）を連帯保証人と連署のうえ、期日までに本会に提出しなければならない。

(奨学生の交付)

第9条 奨学生は、年額を1年ごとに一括交付する。

(奨学生受領書の提出)

第10条 奨学生の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学生受領書（様式5）を本会に提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第11条 奨学生又は奨学生であった者は、課程修了後に就職した場合、本会の求めに応じて、在職を証明する書類（様式6）を本会に提出しなければならない。

(修学中止による奨学生の取り扱い)

第12条 奨学生が修学を中止したときは、奨学生を遅滞なく返還しなければならない。

(変更の届出)

第13条 奨学生、又は奨学生であった者で奨学生返還未済の者が、次の各号の一つに該当するときは、直ちに本会に届け出なければならない。この場合、第4号の規定による連帯保証人にかかる届出については当該連帯保証人と、第5号の規定による届出については新たな連帯保証人と連署するものとする。（様式7-1・7-2）

- (1) 第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき
- (2) 修学を長期にわたって中断し又は再開したとき
- (3) 停学その他の処分を受けた時
- (4) 奨学生、又は連帯保証人の氏名、住所、又は職業その他の重要な事項に変更があったとき
- (5) 連帯保証人を変更したとき

(死亡の届け出)

第14条 奨学生、又は奨学生であったものが死亡したときは、相続人又は連帯保証人は死亡診断書を添えて奨学生死亡届（様式8）を遅滞なく本会に提出しなければならない。

(奨学生の辞退)

第15条 奨学生は、奨学生の貸与を辞退するときは、奨学生辞退届を本会に提出しなければなら

ない。

2 奨学金の貸与を辞退する者は、次の各号の一に掲げる必要書類を本会に提出しなければならない。

(1) 奨学金辞退届（様式 9）

(2) 2年目の貸与を辞退する者にあっては、2年目貸与奨学金辞退届（様式 10）

(貸与の休止及び身分の喪失)

第 16 条 奨学生が、修学を長期にわたり中断するときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生が、次の各号の一に該当するときは奨学生的身分を喪失する。

(1) 死亡したとき

(2) 心身の障害により、修学の継続ができないとき

(3) 奨学金の交付を辞退したとき

(4) 第 3 条に定める奨学生的資格を喪失したとき

(5) 休学期間が 1 か年を超えるとき

(6) その他奨学生として適当でないと本会が認めたとき

(貸与の再開)

第 17 条 本会は前条 1 項により奨学金の貸与を休止された者について、その事由が解消したと認められたときは、休止された者の願い出により貸与を再開することができる。

(利息)

第 18 条 奨学金の貸与は無利息とする。

第 3 章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第 19 条 奨学生は、貸与機関の終了した月の翌月から起算して 6 か月後に返還を開始しなければならない。

2 返還の期間は最長 48 か月以内とし、一括、又は分割により、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

3 奨学金の返還は、奨学金返還計画書（様式 11）に基づき、奨学生本人名義の口座からの自動引き落としによらなければならない。

4 前 3 項の規定にかかわらず、奨学金の返還は奨学生であった者の都合により、繰り上げて行うことができる。繰り上げ返還を希望する者は、繰り上げ返還申込書（様式 12）を提出しなければならない。

5 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、奨学生であったものが次の各号の一に該当すると本会が認めたときは、貸与した奨学金の全部、又は一部について繰り上げて返還させることができる。

(1) 奨学金の貸与の目的以外に使用したとき

(2) 偽りの申請その他不正の手段により貸与を受けたとき

- (3) その他奨学生として適当でない行為があったとき
6 本人に返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

(返還の督促)

- 第 20 条 奨学生であった者が、奨学生の返還を遅滞したときは、毎月返還を督促する。
2 前項の規定による督促は、次の各号の一に該当するときは、その者の連帯保証人にも行う。
(1) 奨学生であった者の所在が知れないとき
(2) 前項の規定による督促を 3 か月重ねても、奨学生であった者が奨学生を返還しないとき
(3) その他特別の事情があるとき

(返還の強制)

- 第 21 条 奨学生の返還を延滞している奨学生であった者、又は連帯保証人が、前条に規定する督促を重ねても、延滞している奨学生を返還しないとき、又はその他の特別の必要があると認められるときは、民事訴訟法に定める手続きにより返還未済額の全額の返還を確保するものとする。
2 前項に規定する手続きをとっても、返還未済額の全額を確保することができないとき。又はその他特別の必要があると認められるときは、民事執行法その他の法令に定める手続きにより、返還未済額の全額の返還を確保するものとする
3 前 2 項に規定する手続きに要した費用は、奨学生であった者の負担とする。

(延滞金)

- 第 22 条 本会は、奨学生の返還が著しく遅延したときは、奨学生若しくは奨学生であった者又は連帯保証人より、延滞金を徴収することができる。

(奨学生の返還猶予)

- 第 23 条 奨学生であった者が次の各号の一に該当すると本会が認めたときは、奨学生の返還を猶予することができる。
(1) 災害、又は傷病により返還することが困難になったとき
(2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき
2 返還猶予の期間は 1 年以内とし、さらに事由が継続すると本会が認めたときは、願い出により重ねて 1 年ずつ延長することができる。ただし、猶予できる期間は通算して 3 年を限度とする。

(返還猶予の願出)

- 第 24 条 前条の規定により、奨学生の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することができる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学生返還猶予願（様式 13）を本会に遅滞なく提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

- 第 25 条 本会は、奨学生返還猶予願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、

その結果を本人及び連帯保証人に通知するものとする。

第4章 返還免除

(返還免除)

第26条 本会は、奨学生、又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、奨学金の返還未採決額の全部、又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 精神、又は身体の障害により労働能力を喪失し返還不能となったとき
- (3) その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき

(返還免除の願出)

第27条 前条の規定により、奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生若しくは奨学生であった者又は相続人は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還免除願を本会に提出しなければならない。

(返還免除願出の期限)

第28条 奨学金返還免除願は、返還不能の理由が生じたときから3か月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと本会が認めたときは、さらに1年を超えない範囲で期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第29条 本会は、奨学金返還免除願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、その結果を本人、相続人及び連帯保証人に通知するものとする。

第5章 雜 則

(実施細則)

第30条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第31条 この規程は、理事会の決議を経て変更することができる。

附 則

1 この規程は、公益社団法人沖縄県看護協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

1 この規程は、平成27年6月20日から施行する。

1 この規程は、平成31年3月16日(理事会決議の日)から施行する。